



滋 鳥 獣 第 8 4 号
令和 4 年 (2022 年) 7 月 5 日

滋賀県環境審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき標記の計画を策定したいと考えますので、同条第 3 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。